

会員の皆様へ

株式会社 スポフレ21

(特非)総合型地域スポーツクラブ
さいたま健康いきいき倶楽部

消費税法改正(10%)に伴う月会費・諸費用等の改訂について

拝啓

残暑の候、会員の皆様にはますますご健勝の事とお慶び申し上げます。

平素は、当フィットネスクラブ・スイミングクラブ・及び学童保育コースを、ご愛顧賜り誠にありがとうございます。

さて、弊社でも令和 元年 10月 1日より消費税率が10%に引き上げられる事に伴い月会費および諸費用等を、以下の通りに改定させていただきますので、何卒ご了承を賜りたくお願い申し上げます。

敬具

記

1.改定開始日

令和 元年 10月度対象分より。

※クラブショップ販売商品・利用料・有料サービスチケット等
※月会費・諸費用は、10月分(9月26日引落分)より

2.変更内容

消費税対象となる全ての各種会費や商品・サービス料等が、
現行の税率8%から、10%へ改定。